

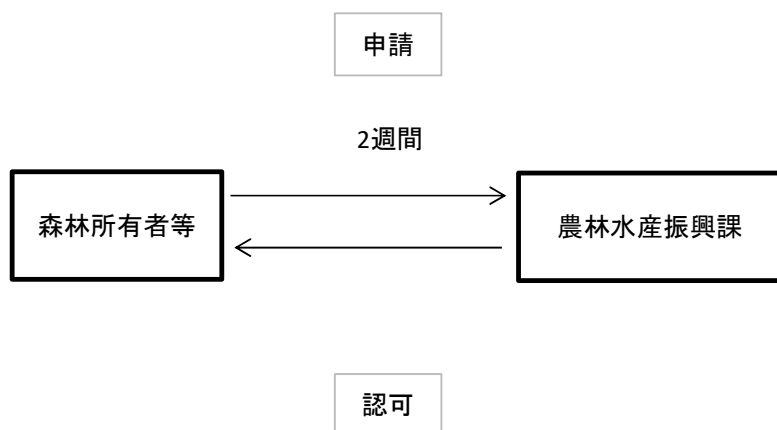
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	施業実施協定の廃止の認可	
処 分 の 概 要	施業実施協定の廃止にあたって、廃止を認可する。	
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号)	
条 項	第10条の11の7第1項	
所 管 課	農林水産振興課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間
標 準 処 理 期 間		計 2週間
審 査 基 準	「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日3林野計第305号)に基づき審査する。 【根拠法令等】 森林法 第10条の11の7第1項 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 市町村森林整備計画制度等の運用について(平成3年7月25日3林野計第305号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、認可決定の予定日を申請者にお知らせする。